

志賀原子力発電所 1号機タービン建屋における水漏れについて

1. 事象の概要

志賀原子力発電所において、平成15年5月31日タービン建屋地下3階で復水系の復水脱塩装置と樹脂再生塔を連絡している配管にある弁（下の系統概要図を参照）の点検のため、配管内に残っている水を抜く作業を実施していたところ水がこぼれ、こぼれた水が作業員8人にかかる事象が発生しました。

こぼれた水は約40リットル(バケツ2杯程度)で放射能を含む水ではありませんが、念のため、放射能を測定したところ検出されませんでした。作業員についても異常はありませんでした。

こぼれた水が放射能を含まないことについて

こぼれた水は復水脱塩装置と樹脂再生塔を連絡している配管内の水でした。

この配管は、復水脱塩装置のイオン交換樹脂の性能が劣化した場合に、樹脂を再生塔へ移送し、その性能を回復させる時に使用されるものです。

この配管内は樹脂を移送した後、復水貯蔵タンクの水（イオン交換樹脂で処理された水であり、通常放射能は含まれていない）により洗浄された状態となっており、放射能は含まれていません。

2. 原因及び対策

(1) 原因

弁点検のために配管内の残り水を抜く際、配管内の水がわずかであると思い込み水受け対策が不十分であったため、水がこぼれました。

(2) 対策

- ・点検対象弁の付近に水が残らないように系統水抜き手順を事前に十分検討するようにします。
- ・系統の管理者は系統の水抜き操作後、配管内に水が残った場合は、その量を確実に弁点検作業員へ伝えることとします。

以上について関係者に周知しました。

3. 県、町への報告について

発電所で法令や通達に該当する機器の異常や、水漏れ等があった場合は、安全協定に基づき直ちに県、町へ報告することとしています。

水漏れについては、放射能を含んだ水が一定量（ 3.7×10^6 ベクレル以上）漏れた場合、報告することとしております。

今回の事象は、こぼれた水に放射能がなく、作業員に異常がなかったことから安全協定に基づく報告事象ではありませんでした。

なお、国（発電所に常駐する原子力保安検査官）へは日常の運転管理情報として報告しました。

4. 今後の軽微事象に関する報告に対する方針

今後は、より一層の透明性を確保するため、安全協定による報告事象以外の軽微な事象に係る取り扱いについて、石川県、志賀町及び富来町と協議していきます。

